

茨城県中学校体育連盟規約

第1章 名称および事務所

第1条 本連盟を茨城県中学校体育連盟と称する。

第2条 本連盟の事務所は会長が総括するのに便利な場所におく。

第2章 目的

第3条 本連盟は生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けて、茨城県中学校体育スポーツの健全な普及発展に資すると共に、相互の研究連絡を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 本連盟は第3条の目的を達成するための次の事業を行う。

1. 県中学校体育に関する審議会の開催
2. 県中学校体育行事の開催
3. 中学校体育に関する調査・研究
4. 体育関係団体および機関との連携
5. その他本連盟の目的達成に必要な事業

第4章 組織

第5条 本連盟は茨城県内の各郡市中学校体育連盟または之に準ずる団体をもって組織し、関東中学校体育連盟・(公財)日本中学校体育連盟並びに公益財団法人茨城県体育協会に加盟する。

第6条 本連盟に地域別地区並びに競技部・研究部をおく。その細則は別に定める。

地域 県北地区 中央地区 県南地区 県東地区 県西地区の5地区とする。

競技部 合同委員会・選手強化委員会をおく。

陸上競技 体操 水泳 バレーボール バスケットボール ソフトテニス
ハンドボール サッカー ソフトボール 軟式野球 卓球 柔道 剣道
相撲 弓道 バドミントン レスリング スキーの18部とする。

研究部 保健体育研究推進委員会 法制研究委員会 調査研究委員会 会報編集委員会をおく。

第5章 役員

第7条 本連盟に次の役員をおく。

会長	1名	副会長	若干名	顧問	若干名	参与	若干名
理事長	1名	副理事長	1名	理事	若干名	常任理事	若干名
監事	2名	競技部長	1名	研究部長	1名	幹事	若干名
会計	2名						

第8条 会長は理事会において選出する。

会長は本連盟を代表し会務を総括する。

第9条 副会長は理事会において選出する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行する。

- 第10条 顧問は理事会において推薦し会長之を委嘱する。
顧問は重要事項に関し会長の諮問に応ずる。
- 第11条 参与は各郡市校長会長とする。
参与は本連盟の事業に参与する。
- 第12条 理事長・副理事長は理事会において選出し、会長之を委嘱する。
理事長は会務の処理に当たる。
副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代行する。
- 第13条 競技部長・研究部長は理事会において選出し、会長之を委嘱する。
部長は委員会を総括する。
- 第14条 理事は郡市中学校体育連盟会長32名、理事長、副理事長、各地区理事長5名 県北地区4名
中央地区6名 県南地区11名 県東地区2名 県西地区9名 5教育事務所5名 県保健体育課4名
県体育協会2名 競技部長1名 研究部長1名 各部委員長18名 各委員会委員長6名とし、その他理事会の議を経て会長が委嘱することができる。
理事は理事会を構成する。理事会は本連盟の最高議決機関である。
- 第15条 常任理事は各地区より2名 教育事務所代表1名 県保健体育課4名 県体育協会2名 競技部長1名 研究部長1名 各委員会委員長6名とし、常任理事会を構成する。
- 第16条 監事は理事会において推薦し、会長之を委嘱する。
監事は事業・会計を監査する。
- 第17条 幹事は会長之を委嘱し理事会に報告する。
幹事は理事長を補佐し会務を処理する。
- 第18条 会計は会長之を委嘱する。会計は会計事務に当たる。
- 第19条 各委員会の委員は会長之を委嘱し理事会に報告する。
- 第20条 役員の任期は原則2ヶ年とする。但し重任を妨げない。
補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。但し、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第6章 会 議

- 第21条 理事会は会長之を招集し、次の事項を審議決定する。
1. 事業 2. 予算および決算 3. 役員改選 4. 他の重要な事項
定例理事会は毎年5月に開催する。但し必要あるときは隨時之を開催することができる。
理事・監事・会計は理事会に出席し意見を述べることができる。
- 第22条 会議は過半数の出席がなければ開くことができない。但し委任状は認める。
会議は出席者過半数の賛成により決定するものとする。
- 第23条 常任理事会は会長之を招集し、必要に応じて隨時開催する。
常任理事会は理事会において決議された事項および委任された事項の処理、理事会の提案事項その他の会務にあたる。
- 第24条 その他の会議は会長之を招集し、必要に応じて隨時開催する。

第7章 会 計

第25条 本連盟の経費は市町村負担金 補助金 学校負担金 寄付金 その他の収入をもって之に充てる。

学校負担金は理事会において決定する。

第26条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第27条 本連盟の収支決算は理事会に報告し承認を得る。

第8章 附 則

第28条 本規約は理事会の議決によらなければ変更することができない。

- 本規約は昭和51年4月1日から実施する。
- 第24条による市町村負担金は市町村負担金審議会の決定額とする。
- 昭和52年2月26日一部改正
- 昭和55年5月10日一部改正
- 昭和58年5月24日一部改正
- 昭和61年5月24日一部改正
- 昭和62年5月23日一部改正
- 昭和63年5月17日一部改正
- 平成6年5月25日一部改正
- 平成10年5月18日一部改正
- 平成16年5月13日一部改正
- 平成30年5月18日一部改正

茨城県中学校体育連盟細則

第6条の細則

1. 地域別地区的規約は本連盟の規約に準じて各地区で別に定める。

2. 競技部各委員会は次の役員をもって構成する。

委員長 1名 副委員長 若干名 委員 若干名

競技部の規程は別に定める。

3. 研究部各委員会は次の役員をもって構成する。

委員長 1名 副委員長 若干名 委員 若干名

研究部の規程は別に定める。